

IOSCO による市中協議報告書「IOSCO クロスボーダー規制タスクフォース」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、クロスボーダー規制に関するツールと課題を特定・整理した「IOSCO クロスボーダー規制タスクフォース」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」という）を公表した。

本報告書は、IOSCO メンバーが活用している又は検討中のクロスボーダー規制に関する 3 種類のツールについてまとめている。これらのツールは、投資家の利益を守るとともに、市場の信頼を維持しつつシステミック・リスクを削減するという IOSCO メンバーの課題解決を支援するものである。また、これらツールは、IOSCO メンバーがクロスボーダー規制の検討に際して利用可能なツールキットや共有の専門用語を発展させる基礎を与えてくれるものである。それらは、具体的には National Treatment、Recognition、Passporting の 3 種類に大きく分類できる。

本報告書は、クロスボーダー証券規制を導入するにあたって規制当局が直面する主要な課題や実際のケースについても詳細に考察するとともに、どのように各国の国内規制がグローバルな証券市場に適用され、外国規制や国際的な原則・基準と調整を図っているのかについて説明している。

2013 年 6 月、IOSCO は、これらクロスボーダー規制に関わる問題を検討し、政策担当者や規制当局が直面するクロスボーダー規制に関する課題解決を促進するために、クロスボーダー規制タスクフォース（以下、「本タスクフォース」という）を立ち上げた。

本報告書の準備にあたり、2013 年 10 月下旬から 2014 年 4 月にわたり、本タスクフォースは IOSCO メンバー各国に対するサーベイを実施した。また、本タスクフォースは、香港、ロンドン、ワシントン DC において業界関係者や学識者、その他主要な関係者との会合を実施し、クロスボーダー規制遵守に関する課題についての見識を深めてきた。加えて、規制当局間のクロスボーダーな協調の円滑化に向けた手段やこれらの課題について IOSCO が果たすべき役割についても関係者から提案を受けている。

香港証券先物委員会 CEO で本タスクフォースの議長を務めるアシュレー・オルダー氏は、以下のように述べている。

「クロスボーダー規制へのアプローチは国や市場により大きく異なっており、本取組みは野心的なプロジェクトの第一歩と言えます。私たちは業界関係者や各規制当局からの励ましと支援に大いに感謝しています。本報告書についてのご意見についても大いに期待しています」

この市中協議報告書は、クロスボーダー規制ツールの利用の実例に関する経験や理解、また、証券業界、主要な業界団体、専門家、学識者、規制当局、自主規制団体、政策担当者といった様々な関係者からその他のクロスボーダーな課題について、より広範な見識を集めることを狙いとしている。

コメント提出期限は、平成 27 年 2 月 23 日（月）。